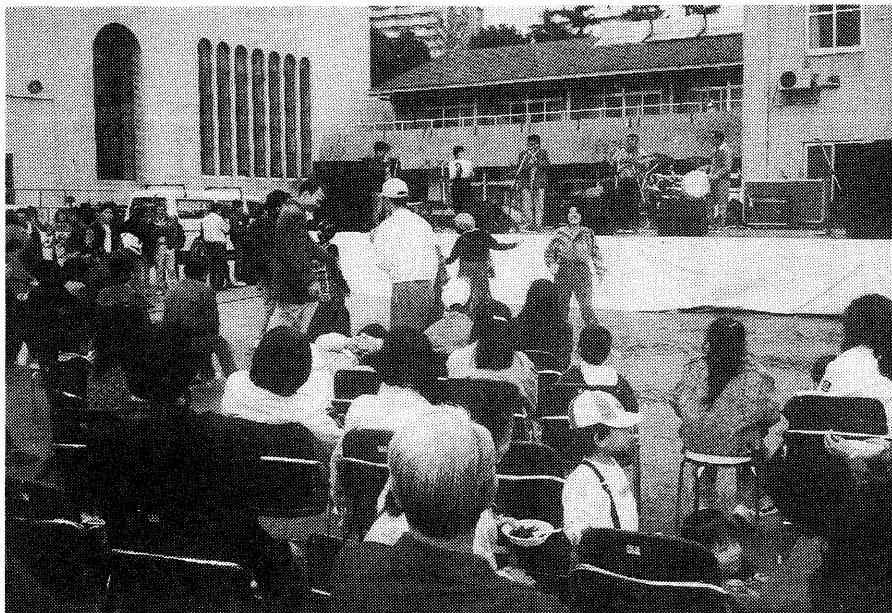


関西労災職業病

関西労働者安全センター

1994.1.10発行(通巻第224号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



表紙写真／11・12月の新聞記事から／22
11
23マイ・マイ・フェスティバル

目次

’94 1

●藤原公一さん「過労死」労災認定闘争.....1

●37・5通達による打ち切り無効！

中出裁判判決確定.....7

●被災労働者の社会復帰対策要綱.....8

●R-LNK

外国人配偶者の取り組み支援へ.....13

●前線から(ニュース).....15

●実践・労災保険⑪.....18

非常識極まる業務外決定を許さないぞ！

(兵庫・西宮労基署)

藤原「過労死」労災認定闘争にご支援を

藤原公一さんの死は、残業月100時間超、年間総労働時間6000時間の果ての「過労死」そのものだった。しかし、西宮労基署は、業務外決定を下した。

「労災認定基準の壁」などという問題では決してない。誰がみても労災・労働行政がこういう問題に平然と「ノー」と言つとは。言語道断だ。

労働者の健康や生命を絶対に売らない

全港湾関西地方本部労災職業病対策委員会

以下に、労災認定闘争を中心的に闘っている全港湾関西地方本労職対と藤原「過労死」認定支援共闘会議の弁護団代表上博文氏からアピールと報告を寄せていただいた。労災認定闘争への絶大なるご支援を訴えたい。その一環として、共闘会議では、会議への加盟と審査請求代理人としての参加を呼びか

けている。是非とも多くの団体、個人の方々の参加をお願いします。当安全センターでもとりまとめたいと考えま
すので、ご検討の上六頁の様式に記入の上、関西労働者安全安全センター宛郵送でお申し込み下されば幸いです。

あります。

過労死は、労基法・労働安全衛生法の形骸化と監督行政の後退という労働行政の問題を背景としています。

藤原さんの過労死も、長時間労働・労働組合として決して見過ごせないと立場から、全国の運輸産業に働く労働者ならびにすべての労働者にかかる不規則勤務体制によって疲労の蓄積が進行し健康状態を悪化させたものであり、その労働実態を常態化させた悪質

な労基法・安全衛生法違反に原因があることは明らかであり、前近代的な労働条件と歩合による低賃金体系も大きく作用していました。

労働組合として、藤原公一さんの遺族の生活を守り、そこに働く労働者の生存権を守る上からも、過労死の原因究明を監督行政・資本にはつきりと求め、労基法・安全衛生法の違反をなくして予防対策を確立する運動が必要であります。藤原さんの過労死認定闘争は、労働時間短縮・健康管理・労働条件向上の取り組みと直結する課題として重要な闘いであります。

「労働者の健康や生命を絶対に売らない」という決意で藤原公一さんの認定を勝ち取ろうではありませんか。

トントンボ運行の連続も

亡藤原公一さん（当時四二歳）は、一九八八年九月一八日午前六時三〇分ころ、自宅居間で倒れているところを妻マサ江さんに発見されたが、同日午前八時五五分ころ、急性心不全（病因は心筋梗塞の可能性が大）により死亡した。当時藤原さん夫婦には、一七歳と一四歳の二人の息子さんがいた。

一九七一年五月大型トラック運転手として西宮市の第一運輸作業株式会社に入社し、一九七九年ころには乙種第4類危険物取扱者の免許を取得して、死亡するまで長距離のタンクローリー

事案の概要

運転に従事した。

ニッカウヰスキーの原酒（危険物）

を、西宮工場から千葉・仙台・栃木・鳥栖等の各工場にワンマンで運搬して

いたが、第1日目の午前中に西宮工場で荷積みをして午後に出発、深夜もほどんど仮眠をとらないで運行し、第二

日目の早朝に運搬先工場に到着、順番を確保しながら開門を待つて荷降し

後、今度はその工場から西宮工場又は他の工場へ運搬すべき原酒を荷積みして昼ころに出発、経由すべき工場がある場合はその工場でも同様に荷降し及び荷積みをし、深夜も運行して、第三

日目の午前中に西宮工場に到着して荷降しをし、昼ころに帰社、午後は整備点検等をして夕方に帰宅するという二泊三日の運行が基本パターンで、実車

藤原公一（タンクローリー運転手）過労死事件

弁護士 本 上 博 文（中神戸法律事務所）

割合はほぼ100%であった。もっとも、第三日目の西宮に帰って来たその日に再度荷積みをし、その日の午後からまた二泊三日の運行に従事するというトンボ運行がしばしばあり、死亡した一九八八年の六月一二日から二五日までは連続五回トンボ運行を繰り返し、連續一二日間自宅で睡眠をとれないといふこともあった。

に柏工場を経由して仙台工場まで運行するというトンボ運行を行っていた。

倒れる一週間前には、トンボ運行こそなかつたものの、運行パターンの中では最も長距離になる西宮・仙台間を二往復し六日間で三五〇〇キロ以上を走行していた。九月一七日の土曜日に帰宅し、翌朝に死亡したのである。

すさまじい長距離・長時間勤務

「」のように藤原さんの労働実態はすさまじいもので、月額基本給は五万二九〇〇円という安さ（死亡二年前の一九八七年七月にそれまでの一〇万五八〇〇円から半額に引き下げられていた）、走行距離は一日平均六〇〇キロ、残業時間は毎月二〇〇時間を超え、多いときは月三四〇時間、年間総労働時間は六〇〇〇時間にも及んでいた。倒れる二週間前の九月五日から九日の間も、六日に千葉県柏工場と栃木工場まで運行し、西宮に帰って来た七日

度重なる労基法違反で監督指導

他方、会社は、一九七五年から一九年一までの一六年間に五回も、西宮労基署から労基法（労働時間関係）等違反で監督指導を受けていたにもかかわらず、一向に是正せず、藤原さんが倒れる約一年前の一九八七年一〇月にも「自動車運転者労務改善基準」違反で指導を受け、是正報告をしていたというのである。もちろん実際は何らの是正を行っていない。また、公一さんらタンクローリー運転手を恒常的に深夜労働に従事させていたにもかかわらず、労働安全衛生法所定の年二回の健

康診断を実施せず、一回しか行っていなかつた。

公一さんは、一九八七年四月の健康診断から境界域高血圧及び糖尿病の疑いという程度の指摘はされていたが、本件発症につながるような重大な基礎病はなかつた。

労災申請・損害賠償裁判の経過

経過の概要是次のとおり。

89年6月 過労死——〇番を機に、渡部
・松山・本上・増田・西田が受任
し、雇主に再三協力依頼するも、
一切拒否。
89年11／24 神戸地裁尼崎支部に証拠保
全申立（タコメーター、運転日報
等）

90年1／23 同裁判所が証拠保全決定
2／2 検証期日として裁判官と共に事業場に赴いたが、書類の提示

を拒否。裁判官の説得にも応じないでので裁判官が提示命令を発したところ、顧問弁護士と相談するとのこと、やむなく延期。

2／9 結局、提示命令も拒否する

との回答であつたために、検証不能に終わる。

6／18 会社が全く協力しないので事業主の証明印のないまま西宮労基署に労災申請。

その後2か月に1度程度の監督署交渉をし、会社提出の運転日報等の客観資料の開示を再三求めたが、全て拒否。91年9／11 会社に対する損害賠償請求訴訟（請求額7700万円）を神戸地裁尼崎支部に提訴。その後会社は訴訟において、タコメーター、運転日報、健康診断結果票をようやく提出。93年3／31 西宮労基署長不支給（業務外）決定後、直ちに審査請求。

度を超す会社の非協力と

西宮労基署の秘密主義と怠慢

これまでの経過の特徴は、会社の徹底した非協力とそれに加担する結果となる労基署の秘密主義によって、公一さんの労働実態の立証に困難を極め、無用な時間の浪費を強いられたことで

ある。会社に対する訴訟提起は、このような会社の不誠実さを放置するわけにはいかないということ、資料提出を迫るために行つたものである。

これまでに十回の口頭弁論を行つており、その中で会社にタコメーター、運転日報及び健康診断結果票を提出させることはできだが、なお会社は、西宮労基署の業務外決定を根拠にして完全配慮義務違反及び因果関係を全面的に争つており、一九九四年春ころには証人調べに入る見込みである。

② 西宮・仙台間は運行ルートで最も長距離であり、その二往復をした発症一週間前は、労働時間・拘束時間の長さから一定の過重性を認めうる。しかし、一行程三日というパターンの範囲内であり、同僚とも余り差はなく、藤原にとつても九年間に熟知した経路を自らの判断で選択して運行したもので、通常業務の繰り返しにすぎない。当時の気象状況や道路状況で筆すべきことはなく、また一週間間に西宮・仙台間を二往復することは同僚にも年に一、二回はあるから、「特に」過重とは言えない。

きついのはいつものことだから

業務外決定の理由

西宮労基署の口頭による理由の説明は、次のようなものであった。

① 一行程三日でタンクローリーを運転し、ウイスキー原酒を運搬してその積み降ろしに立ち会うというパターンを通常業務とし、業務過重性の判断基準とする。そのパターン自体

が、三六協定や改善基準に違反するものであつても、それら違反の有無と業務過重性の判断基準とすることは別問題であるから、一切考慮しない。

業務外決定の問題点

「他の運転手は倒れていない」と

開き直る西宮労基署

① 年間労働時間が六〇〇〇時間にも及ぶ本件で業務外と判断したことは、認定基準うんぬん以前に、非常識とか言いようがない。本件を知った労働者や市民は一様にその労働実態を信じられないと言い、労基署決定に対しても怒りを覚えている。

② 認定基準には多くの問題があるが、その認定基準にすら明らかに違反したものである。

認定基準では「日常業務に比較して、特に過重な業務」に従事していたことが必要とされているが、「日常業務」とは「通常の所定の業務内容等」であり、さらにも「通常の所定の業務内容」とは、「当該労働者の所定労働時間及び所定業務内容であって、日々の業務に時間外労働が組み込まれている場合でも」

の時間外労働を含めて日常業務とするものではなく、本来の所定労働時間の業務が日常業務になるとの解釈が、労働省労働基準局補償課が編集した認定基準解説書に記載されている。

公一さんの所定労働時間は、始業午

前八時、就業午後五時、休憩一時間の、一日拘束九時間、実働八時間とされていた。したがって、過重性判断のために比べるべきは、この所定労働時間であるはずで、一行程三日のパターーンではない。一行程三日パターーンは、三六協定及び改善基準に違反した時間外労働を組み込んで初めて成り立つものであって、「通常の所定の業務内容」についての行政解釈からしても、それが

「日常業務」にはなりえないからである。

審査請求後の取り組み

反動的対応繰り返す労基局

弁護士中心の労基署交渉が詰めの甘さを招いたことを反省し、運動による業務上認定獲得を目指している。そのため、全港湾関西地本の全面的な協

員、長期にわたって年間六〇〇〇時間に及ぶ労働に従事していている中で、一人だけ過労死しても、長期にわたって同じような長時間労働に従事してしまった労働者との差はないということから、業務上と認定されることはない、という事になる。全員が過労死しない限り、業務上と認定されない。

しかも、この論理で行けば、たとえ年間労働時間が一万時間であっても同じ、ということになる。西宮労基署による理由説明の際、労災課長はいみじくも「同じような仕事をしていた他のタンクローリー運転手は倒れたわけではない」と述べていたのである。

力を得て、藤原「過労死」認定共闘会議を組織し、これまでに西宮・三宮・元町でのビラ配布を四回（一回約五〇〇枚）行うとともに、兵庫労基局労災管理課長との大衆交渉などを行ってきた。

その中で、局長交渉を約束させ日程まで決められたが、労基局は後になつて交渉員数を一方的に五名と制限したうえ、交渉員数について協議中突然共闘会議メンバーに對して建物からの退去命令を通告し、これを拒否するなら警察官を導入すると恫喝する事件があつた。請求人側は交渉員数を当日来局していた約三〇名を一〇名程度にまで絞ると譲歩したにもかかわらず、局側は何らの合理的な説明をできないまま五名に固執し続け、結局、局長との交渉約束は反故にされたのである。

また、本件担当の金川審査官が、筆者が審査請求後約二ヶ月経過したころに一
1 藤原「過労死」認定共闘会議に加入します。

- 2 (個人の場合) (氏名)
(団体の場合) 当団体の (肩書)
(住 所)
(TEL)
(団体名)

が藤原マサ江審査請求代理人になります。

が藤原マサ江審査請求代理人になります。

支 援 の お 願 い

そこで弁護団としては、本件について早急に業務上決定を勝ち取ることが必要であり、不誠実な審査官の判断を待つていても意味がないとの見地から、新年早々には、西宮労働基準監督署長を被告として業務外決定の取消しを求める行政訴訟を提起することを決定している。

そこで皆さんの大いご支援をお願いすると共に、具体的には、認定共闘会議への加入、審査請求代理人への就任をよろしくお願い申し上げます。

常識極まりない業務外決定及び兵庫労基局の労働者敵視は単に藤原さん個人の問題で済まされるものではなく、全国の運輸産業労働者並びに全ての労働者に関わる重要問題であり、藤原さんの業務上決定を勝ち取り、労働行政を本来の労働者保護の立場に立ち返らせるうことこそ、人間らしく安心して働く職場作りにつながるものと考えています。

藤原「過労死」認定共闘会議
会員代表 全港湾関西地方労働委員長 鎌倉敦
弁護団代表 中神戸法律事務所弁護士 本上博文
〔連絡先〕全港湾関西地方本部(労働委員長・市川正美)
〒551 大阪市港区築港一丁目二の七大阪港湾労働会館
TEL ○六（五七一）二二九四
FAX ○六（五七一）〇九一四

（お手数ですが以下の番号に○をつけていただき、関西労働者安全センター宛郵送して下さい。）

三七五通達による打ち切り無効！

画期的判決が確定

被告の國、上告を棄す

三和銀行・中出頸肩腕障害労災打ち切り撤回裁判東京高裁判決（93／12／21）

東京高裁で闘われていた中出労災打ち切り撤回裁判控訴審判決が、一二月二一日出され、一審判決よりも後退したものの原告側が勝訴、被告国側は、まず上告するだろうという大方の見方に反して上告せず、判決が確定した。

中出裁判は、三和銀行に勤めていた中出栄子さんが重症の頸肩腕障害に被災、一九七九年五月以降の労災認定を受けるも、一九八一年五月に出された三七五通達にもとづいて一九八三年三月末日をもって「症状固定」とされ、労災を全面的に打ち切られたため、それ以降、一九八九年十二月に治癒するまでの労災療養・休業補償不支給処分の取消を求めるとともに、不支給処分による不利益扱いの国家賠償を求めていそしていたものだ。

一審東京地裁判決では、国家賠償は認められなかつたが、不支給処分については全面的勝訴した。なおかつ、症

状固定であることの立証責任を原告ではなく処分権者である国側にあるとする「立証責任の転換」も認めた。

今回の判決では、立証責任の転換は認められず、症状固定の時期も「フルタイム出勤（治療のための随時早退あり）を開始した」一九八六年八月までとされ、内容的には後退したが、大きな焦点であった「三七五通達」をめぐる部分では、一審判決よりもさらに明確な判断が示され、現在の三七五通達による画一的の一年打ち切りに明確な転換を迫っている。

この判決にしたがえば、大阪・横浜などの針灸訴訟も当然原告の主張が正しいことになることは言うまでもない。勝訴への努力を積み重ねることはもちろんだが、原告中出さん・弁護団の苦闘の末の今回の勝訴によって三七五通達撤回闘争の新たな地平が切り開かれたことはまさに確実である。

すなわち、「（三七五通達は）行政府の内部準則として保険給付の一般的、原則的な処理方針を定めたものにすぎ

ないから、一二ヶ月を経過してもなお治癒に至らない特段の事情のある場合には、医学上必要な療養として更に継続の必要があるか否かをそれぞれの症例に応じ個別的に審査することが必要となると解される」「一般医療とはり・きゅう治療の併行施術が行われている場合、・・・・・、はり・きゅう治療には一般医療の治療効果を高めるという効果が認められているのであるから、かかる場合には一般医療の継続の要否の中で、はり・きゅう治療の必要性も判断すべきであるとするのが、労災保険法及び三七五通達の趣旨に沿うものである」と判決は述べているのである。端的に言えば、「一年経ちました。通達があるので針灸打ち切りです。」では「ダメ」ということだ。

被災労働者の社会復帰対策要綱

は積極的か？

基発172号通達
1993年3月22日

使用者に弱腰の労働省

労働省は昨年三月二二日、「被災労働者の社会復帰対策の推進について」と題する通達（基発第一七二号）を出し、その中で「被災労働者の社会復帰対策要綱」を策定している。内容は、各都道府県労働基準局ごとに「地方社会復帰対策要綱」を策定させ、労働基準行政の側から被災労働者や事業主に對してアンケートを行うなど、計画的に被災労働者の社会復帰指導を行うというものである。

この通達が出るまでの「頭頸部外傷症候群等の労働災害被災者に対する特別対策について」という通達（基発第五九三通達）が、一般的に行政指導を求めていたのに対し、その意味では積極的なものとなっている。

現在、この通達にしたがって各都道

府県労働基準局段階での地方社会復帰対策要綱がほぼ出そろっており、今後アンケートなどが実施される見込みだが、ここでは内容と問題点についてみておきたい。

制限される復帰指導対象者
地方基準局が選定

のより一層の推進が求められているところである。」とし、「計画的、効果的な社会復帰対策の推進」を掲げている。つまり、従来の対策の内容については誤りはなかつたが、手法が計画的、具体的なものではなかつたために効果が少なかつたという評価である。

そこでその具体化の中身であるが、まずこの対策の対象者を、この通達で言うところの「計画対象者」と症状固定者と、これまでより明確に定めている。

この対策の対象者は、長期に療養を継続した結果、職場生活順応への危惧、健康維持への不安等を抱かざるを得ないこと、また、事業主に労務管理上の理由から消極的になつてること等の問題点が社会復帰対策の推進に当たり依然として大きな障害となつていていることから、同対策

計画対象者とは、長期療養者のうち、療養を継続しながら就労することが可能と医師が認めるもの（通達では「症状軽快者」と称している。）であつて、原則として六五歳未満、決められた傷病に該当するという条件に当てはま

り、アンケートで本人が社会復帰を希望すると答えたものから選定するとしている。傷病名は次の通り。

a 振動障害

b 腰痛

c 頸肩腕症候群

d 頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）

e 上記傷病のほか、地方局において特に対象とする必要があると認められる傷病

ところがこの計画対象者の選定基準は、通達と同時に「社会復帰要綱の運用について」でさらに具体的に示されており、症状軽快者というには「既に主治医から症状軽快者である旨の意見を得ている者であつて、例えば、通院のための休業が月に十日程度以下（直近の一ヶ月）の者等をいう。」としている。傷病名では、腰痛を含めるなど多少広がったようだが、月に十日程度以下の休業という基準では、ほとんど職場復帰をはたしている労働者、つまりそれなりに事業主

も対応できている場合しか対象とならないことになってしまいます。十日以上休まねばならない被災者の場合について、労働行政は知らん顔で、会社と本にまかせるというわけだ。

この計画対象者以外に、症状固定者

で社会復帰の相談があつた者についても社会復帰対策の対象とするとしている。しかし、その対象となりうることを症状固定時に労働基準監督署等が十分に周知しなければ相談しようもないが、その措置についてこの通達はふれていない。

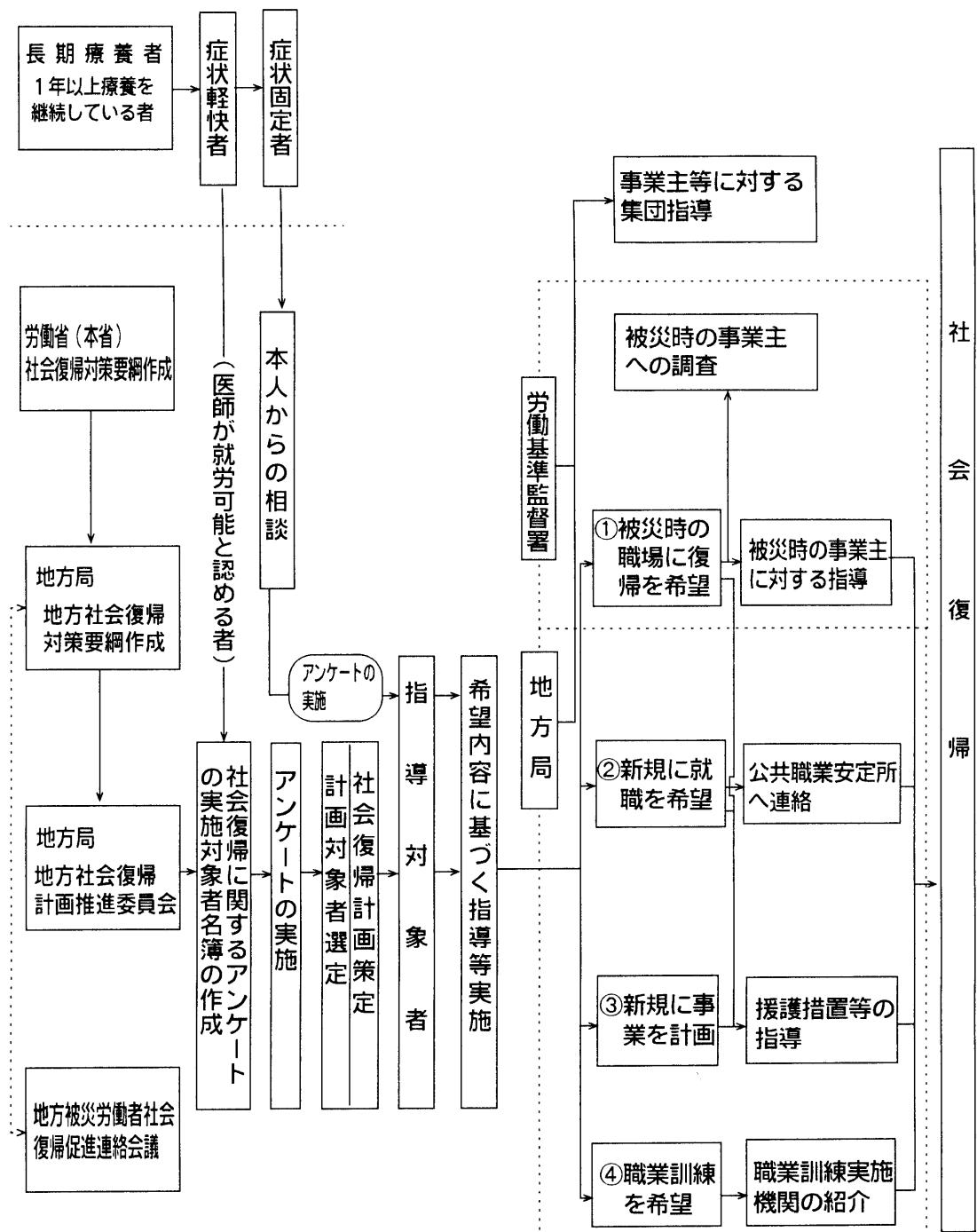
つぎに社会復帰推進体制については、事務分担として被災時の職場に復帰を希望する場合は労働基準監督署が担当することとし、新たな就職先を求める、新たに事業を計画する、職業訓練を希望するという場合は地方労働基準局が担当することとしている。そして、局段階で設置される推進委員会が長期療養被災者のうちの症状軽快者にアンケートを行い、前述の計画対象者を選定して各署などに割り振るという

事業主への指導は弱腰 それについても使用者責任の軽さ

さて、具体的な社会復帰指導の実施内容だが、新規に就職を希望する場合で公共職業安定所に求職を申し込む場合は、役所間のルートで情報を提供し求職の支援をすることとしている。新規の事業開始にあたっては、地方自治体の支援制度や労働省の奨励金などの情報を提供することとし、職業訓練については実施機関を紹介することとしている。

肝心の被災時の職場へ復帰をめざす場合の事業主に対する指導であるが、調査書への回答で受け入れに理解を示している場合には、後遺症等の状況により、就労の条件などについて適切な措置を講ずることと、賃金等についても

労働省の「社会復帰対策要綱」による「社会復帰」指導の流れ



他の労働者に比較して著しく低下しないよう配慮することを指導するものとしている。受入れ困難と回答してきた事業主に対しては、訪問等で理解と協力を求めることに止まる。労災を発生させた事業主の責任というのはかくも軽いものかと感じさせる指導内容である。

さうにこうした指導を行う期間についても定められており、通達は原則として当該年度末までの一年間、症状固定者については相談の受理後一年間とされている。この期間中については、少なくとも三ヶ月に一回程度電話等で対象者の状況を把握し、必要に応じて指導を行うこととしている。逆に言えば、症状軽快者とされ社会復帰を希望すれば、一年間で復帰が達成されなくとも後は行政の対象から外れるということである。

現在の雇用情勢の厳しさについてはいうまでもないが、身体状況にハンディを負う被災労働者にとっては絶望感である。被災労働者によっては絶望的な感じさえ抱かざるを得ないケースも多い。

しかし、この新たな労働省の施策はどの程度期待に応えているであろうか。

まず、災害を発生させた事業主に対する労働行政の態度が、あまりにも弱腰であることがあげられる。現行の労働基準法における使用者責任の条項は、補償に関するものを除けば、労災休業中とその後三〇日間の解雇を禁じた第十九条のみである。労災保険法では社会復帰の促進が位置づけられてはいるが、使用者の責任については何らの定めがない。労働行政は、指導と言

ついての責任に何らの法律的規制がないのはアンバランスという他ない。大いに課題といえよう。

計画的、具体的な推進が図られるというのはよいが、さまざまに制限を加えている点は問題である。まず六五歳の年齢制限。運用通達で、その根拠について高齢者雇用安定法の基準をあげているが、現行制度の状況を考えれば高齢被災労働者で何らの年金給付も受けられない者は多く、職業への復帰を求める者は多い。入口で除外すべき理由は見当たらない。

つぎに指導期間を一年間とする制限である。症状が軽快したとの医師の診断を得て、何とか職業生活に復帰したいと望み、身体のハンディを押して一年間求職したがよい結果がでなかつたという場合、症状軽快のみが残されることになり、やがて労災補償の打ち切りのみが待っているということになりかねない。なぜ一年たてば労働行政は知らん振りができるのか理解に苦しむところだ。

職場復帰についての 使用者責任の明確化が必要

さらに月のうち十日程度以下の療養のための休業という条件は、被災労働者の不安感をかき立てる。監督署が主治医から症状軽快の診断を受けて、社会復帰の希望があるかと聞いてきても復帰へのかなり確実なメドがつく内容でないと、症状固定、補償打ち切りの不安が先に立つのが当然といえる。使用者に対する大した指導もない、職安への紹介と情報提供だけという状況では、まるで求職者と職安の関係とそう変わらない。考えようによつては長期被災者打ち切りのための言い訳施策になつてしまふ。

もつとも運用通達のなかで「選定基準外の被災労働者に対する措置」については、相談があつた場合は症状固定者に準じて扱うものとされ、本人が希望すれば指導の対象となり、この面では、条件がそろい社会復帰を目指す被災労働者に周知されさえすれば役に立つだろう。

各種援護金制度の充実など 被災労働者への援護の必要性

従前よりいくつかの労働福祉事業の援護金等の制度によってバックアップされている。とくに長期療養者職業復帰援護金の制度は、復帰を開始して六カ

月と期間は短いが、受け入れる事業主に対する支給があり、使いようによつては効果的である。この通達でようやく当該の使用者に周知される道筋が立つたが、あまりに知られなさすぎる。このことはどれだけ労働行政が社会復帰に不熱心であったかとの証左であるが。しかし、このような社会復帰を目指す被災労働者に対する支援制度が決定的に不足しているといえるのではないかだろうか。長期療養被災労働者の場合、雇用保険の求職者給付を受けることができなくなつていて、多くの個人給付の制度の検討も必要であろう。

今年の重要な施策として労働省は社会復帰対策をあげると同時に、「治癒」後のアフターケア制度の充実にも手をつけるというが、それを安易な長期被災労働者の補償打ち切り対策にさせることなく、労災職業病の闘いの前進で労災補償法制の改正へつなげていきたいと考える。

二年目を迎えるRINK

在留特別許可を求めて

集団申請（12／10）

～外国人配偶者の取り組みを支援へ

マイ・マイ・フェスも盛況

一月二三日、マイ・マイ・フェスティバルが今年も行われた。昨年に引き続いて二回目の開催。会場は玉造教会で、肌寒い天気ではあったが、コンサートと出店を中心に賑わった。菜の花診療所も、外国人医療相談コーナーを出店したものの、当日の冷たい風と寒空にはかなわず、相談に訪れる人は少なかつた。残念！

「マイ・マイ」というのは、マイグランツ＝移住者と、マイノリティ＝少數者の意味で、日本への出稼ぎや定住する外国人との共存や、異文化と交流し

加者にも楽しんでもらえる内容だったのではないか。

二周年を迎え、総会と

外国人配偶者問題でシンポ

さて、一二月一〇日には、RINK 第三回総会が行われ、約一〇〇人が参加した。今年度は、大阪入管局との交渉・提言、教育・医療をはじめとした



外国人医療相談コーナー

対行政交渉の展開や、「外国人配偶者の会（仮）」の活動を支えると同時に、個

別の支援活動を支えていくことなどを、通訳や労働など各専門部会を中心として行うことと確認した。

総会に続いて、シンポジウム「なぜ日本で暮らせない？日本人と外国人の結婚」が行われた。

同日午後に大阪入管局に対して、既に日本人と結婚している六人の外国人が、引き続き日本で生活できるよう

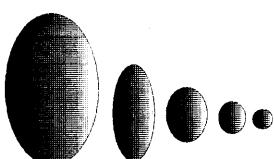
に在留特別許可を申請した。行動には、当事者、弁護団、RINK メンバーが同行した。

現在、日本に滞在するオーバーステイ状態の外国人は、日本で結婚したり子供ができるても、入管法違反として国外強制退去させられ



る不安にさらされている。九月に行つた大阪労働弁護団主催のビザ電話相談にも、日本人との結婚や離婚、子供の問題に関する相談が多く寄せられ、今回も集団申請に踏み切った。在留特別許可は、オーバーステイ等で国外強制退去に該当するが特別な理由がある外国人に対する恩恵的な側面の強い措置だが、弁護団では、家族と共に生きる

という基本的権利の尊重を求め、取り組んでいる。RINKでも、この活動に側面から支援をしていく予定だ。



前線から

大阪・トヨタルジン肺訴訟

大阪 今やじん肺は軽症の病気か 被告・大手ゼネコン側が書面提出

十二月十六 日大阪地裁で
大阪トンネル
じん肺訴訟の
第十一回〇頭
弁論が開かれ、被告側か
ら医学面を中心とした準備
書面が提出された。

被告の大手ゼネコン五社
が共同で提出したこの日の
準備書面は、「じん肺そのも
のか軽症化しており、原告
のじん肺もさほど重いもの
ではない」との主張を展
開している。とくに新たな
開発がなされた。

えようとしている。

被告側が医学面での主張
に重点を置いているのは、
これまでのじん肺訴訟で、
因果関係、安全配慮義務な
どの争点では使用者側の敗

訴が確定的であることか
ら、損害の程度評価の切下
に成功した先例を踏襲し、
賠償額切り下げ

証拠として提出した、東京
医科歯科大学の宮里逸郎助
教授の「陳述聴取書」は、
東京労働基準局の地方じん
肺診査医の立場を背景に、
医学的な見解として原告ら
の病状がそれほど重いもの
とは言えないとの印象を与

げを狙っている
ものと思われる。
特に現在最

高裁で系属中の
長崎じん肺訴訟
の高裁判決で、

損害論の土俵に乗せ、成果
を上げようというわけであ
る。

次回法廷は、三月十七日
午後一時十五分に大阪地裁
四〇六号法廷で開かれる。

大阪 今年も無事終了

第13期安全衛生・労災職業病講座

今年も全三回にかけて安
衛生法改定で盛り込まれた
快適職場環境を中心に、光、
音、温度や作業姿勢などに
ついて、タバコやクーラー
などの身近な例を挙げながら、
スライドやOHPを使
つて分かりやすく解説し

た。

第二回は「職場のメンタルヘルス」を大阪府立中宮病院医師の角田鉄太郎氏が担当。「うつ病」などメンタルヘルス上の問題を抱えた労働者を支える人を周りが支えることが大事であり、「がんばる」ように促すことが一番身体に悪いなどと、おもしろく話された。

第三回は、「作業関連疾患（腰痛症・頸肩腕障害から変形性関節症・変形性腰痛症へ」と題して、整形外科の田島隆興医師が講演した。指曲がり症などを例に、作業関連疾患の考え方を説き、従来の職業病の考え方だけではどうえきれないこのような身体の異常を、業務によるものだと認めさせていくのは、労働組合の課

題と語った。

この間、安全センターでは、特に自主対応・参加型の安全衛生活動を進めるが、同時に労働安全衛生に関する基本的な知識を学習することとした講座もまた必要であるし、内容もそれぞれの職場改善に役立つようなものに工夫していくたいと考えている。

東南

ゴミ回収作業で公災多発 ～清掃職場

東南地域労災交流会で

は、一月一五日に世話人

会を開催、市従平野地協環

事支部の林さんより、清掃

職場の公務災害をなくす取

り組みの報告を受けた。環

境事業局全体で年間五四二

件（九一年度認定数）もの

公務災害の発生する職場

で、「//」の回収の際に腰を

痛めることも多い。「分別回

収にすれば予測できない」

ミによる事故も減るのでは

？」との参加者の意見や、

「工場など現場の見学をぜひしたい」という希望も飛

来、職場の安全衛生報告を

中心に学習会的な形で行つ

てきたが、現場に出ること

でより関心も高まるのでは

ないだろうか。

二月一六日は今年最後

の世話人会。二一日に宇土

医師の証人尋問を控えたは

「針灸^{ハサウエイ}を支援する会」事

務局もある安全センター

片岡が行つた。労災保険で

の針灸の併施を最長一年に

制限する三七五通達のも

務局もある安全センター片岡が行つた。労災保険での針灸の併施を最長一年に

つ、東洋医学への差別と、打ち切り通達としての本質を批判しながら、針灸治療が難治性の頸肩腕障害・腰痛患者への有効な根治療法であることを説明した。

実際に針治療を受けたことがあるのは、その日の参加者の中でも、三、四名だけ、裁判闘争の意義はもちろん（？）、針灸治療自体についても、よく知らなかつたという参加者もいたが、分かりやすい解説に一同納得し、針灸治療への関心も高まつたようだ。

十一月二十一日大阪高裁で針灸訴訟控訴審の第八回法廷が開かれ、宇土博医師の被告・国側代理人による反対尋問が行われた。

反対尋問は、専門家証人である宇土医師のキャリアに対する、「お決まり」のけちつけからはじまった。宇

土医師は、自身のクリニックで職業病（職業性頸肩腕障害・腰痛）専門に診療するかたわら、日本製鋼製鉄所の常勤産業医として勤務し、広島大学公衆衛生学教室の講師として教育・研

針灸訴訟控訴審

針灸治療制限反対
三七五通達撤回

大阪 宇土証人反対尋問おこなわれる 被告・国側意見書提出を表明

究に携わる、労働衛生・職業病の専門家である。

被告側は宇土医師が「整

形外科が専門でない」点をついてきたが、逆に、いかに一般的の整形外科医が職業性頸肩腕障害・腰痛に無理解かを宇土医師が証言しつた。

今回証言のポイントは、地裁判決が根拠とした「針灸治療が、理学療法の代替手段にすぎない」「原告鈴木さんのお治療が四年以上にわざつたのは、体質的・精神的問題があつた」ということは、原告側は、原告の反論意見書を準備中であることを表明。

次回は、三月九日一〇時から大阪高裁八二号法廷。

針灸治療の意義及び難治性（長期）頸肩腕障害の要因についてであった。

宇土医師は「針灸治療はすぐれた鎮痛効果があり、頸肩腕障害・腰痛にとっては原因療法である」「難治の大きな要因は、対策の遅れ」と前回証言していた。被告側は「針灸療法は単なる対症療法ではないか」「精神的因素も大きいのではないか」と前回証言していた。被告側は、「針灸療法は単なる対症療法ではないか」「精神的因素も大きいのではないか」。原告の場合、出産・育児の影響も大きいのではないか」「迫つたが、なかなか「有効打」は奪えなかつた。

実践・労災保険

(第十一回)

業務上「災害」の範囲

四 業務上災害

いうように表現の違いはあるが、趣旨は同じと考えてよい。

労働省は、行政実務上このことを「業務遂行性」と「業務起因性」という言葉を使って解説している。つまりある怪我や病気について労災補償の請求があつたときに、各補償給付を支給するかしないかの判断を、それによって行うということである。だから労働基準監督署に対して補償請求をする際には、そのことをよく理解しておく必要があるだろう。

務と傷病の間に一定の因果関係があるということを業務起因性といつている。しかし、因果関係といつても幅が広すぎる。たとえば仕事が忙しく一休みもできなくて疲れ、風邪をひいてしまったという場合にも因果関係が存在するのであり、数限りない病気が業務上災害ということになってしまいかねない。そこで労働省のとっている考え方は、「一定の明確な事由（傷病等の原因となる事實）によって媒介された因果関係」というもので、実務上の表現として「相当因果関係」という言い方をしている。

労災保険法は、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」について必要な給付を行うとしている。この「業務上」という言葉は、労働基準法でも使われているが、どの関係法規をみてもそれ以上の定義がない。したがって法律の趣旨にしたがつて解釈するほかない。また国家公務員と地方公務員の場合には「公務上」、船員保険では「職務上」と

まず業務上災害とは、業務が原因となつた傷病ということである。業

更に具体的にいえば、「時間的、場

所的に明確にしえる出来事」ということになり、その労働者の体にとつて異常な出来事、つまり「災害」というわけである。この災害に当たる事実がみつからない限り業務起因性が一般に成立しないことになる。

列举で示される業務上疾病

しかし、業務上の疾病については、仕事のせいで有害な物質にさらされつづけて、慢性的に発症するということも多い。この場合には災害に当たる事実が存在するわけではないが、当然に業務起因性が存在することになる。ただこうした病気は、労働者にも使用者にも有害物としての認識がなく、見過ごされる可能性も高い。

そこで、労働基準法施行規則別表第一の二とそれに基づく労働省告示で、こうした業務上の疾病的範囲を列举して規定している。

この列举された中には、すでに科

学的に明らかになっているものだけではなく、将来を予測した追加規定があり、また最後の九号「その他業務に起因することの明らかな疾病」を入れることで、包括的に救済する規定もある。列举されている事例の判断基準としては、①業務が列举された有害因子を持つものであること、②従事期間等からみて発病原因となるに足る有害因子ばく露があること、③有害因子による疾患の病像的特徴を示し、発症の時期、症状の経過などに医学上矛盾がないという要件のいずれもを満たし、その他の原因によるとの反証がない限り業務起因性を認めるということになる。

過労死は「その他の疾病」

しかし、「その他業務に起因する」という明瞭な疾病については、あくまでも個別の事例ごとに検討、

判断するということになっている。

その代表的な「疾病」で今もマスクをにぎわせるのは「過労死」である。現在では一般的に、過労によって脳内出血などの脳血管疾患、心筋梗塞などの心臓疾患を発症して、死に到ることが過労死といわれ、業務上災害として認められにくいことが話題になっているが、労災補償制度上はあくまで「その他・・・疾病」ということになる。したがって昭和六三年に改訂された「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」は、その業務起因性についての労働省の判断基準を示しているのだが、有害物質を特定するというような疾病でないため、結局はどこまでが過労であるかという線引きをするため、結果として「災害的事実」の有無に重点を置くものとなってしまった。そのことによって、相当数の実態とはなれた判断がされ続けているのである。

業務遂行性

さて、このように業務上かどうかの判断は、業務に起因するかどうかをその要件としているが、その一次的な判断として労働者が「労働関係のもとにあるかどうか」が問題になる。つまり、厳密に言えば、「労働契約に基づき事業主の支配下にある状態」についての判断ということになる。労働省はこれを行政の実務上起因性は業務遂行性がなければ成り立ちはしないし、業務遂行性があつたとしても業務起因性は成り立つとは限らない。例えば、仕事の途中に倒れたが、その病気はもともと持病であり、倒れたのがたまたま職場だったというような場合は、遂行性はあっても起因性はないということになる。

事業主の支配下にあるというのは、

労働基準法施行規則別表第一の二

一 業務上の負傷に起因する疾病

1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患

2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患

5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍などの放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害

6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜水面病又は潜水病

7 気圧の低い場所における業務による高圧病又は航空減圧症

8 暑熱な場所における業務による熱中症

9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷

10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患

12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壞死

13 1から12までに掲げるものはか、これらの疾病に付随する疾病その他の物理的因子による難聴等の耳の疾患

14 取り扱う業務による凍傷

15 著しい騒音を発する場所における業務による手足等の組織壞死

16 高熱な場所における業務による熱中症

17 気圧の低い場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

18 高熱物体を取り扱う業務による熱傷

19 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

20 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患

21 超音波にさらされる業務による手指等の組織壞死

22 1から21までに掲げるものはか、これらの疾病に付隨する疾病その他の物理的因子による難聴等の耳の疾患

23 取り扱う業務による凍傷

24 著しい騒音を発する場所における業務による手足等の組織壞死

25 高熱な場所における業務による熱中症

26 気圧の低い場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

27 高熱物体を取り扱う業務による熱傷

28 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

29 著しい騒音を発する場所における業務による手足等の組織壞死

30 1から29までに掲げるものはか、これらの疾病に付隨する疾病その他の物理的因子による難聴等の耳の疾患

31 取り扱う業務による凍傷

32 著しい騒音を発する場所における業務による手足等の組織壞死

33 高熱な場所における業務による熱中症

34 気圧の低い場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

35 高熱物体を取り扱う業務による熱傷

機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環器障害、末梢神経障害又は運動器障害

せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群

1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付隨する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

化学物質等による次に掲げる疾病

労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による皮膚疾患

労働大臣が定めるものによる疾病であつて、労働大臣が定める

化学物質等による次に掲げる疾病

労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

業務による皮膚疾患

様々なケースが考えられる。そこで労働省はその具体的内容を次の三つに大別している。

- (1) 事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあって業務に従事している場合（業務そのもの以外に、用便、飲水等の生理的行為、作業の準備や後始末行為などが含まれる）

- (2) 事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあるが、業務に従事していない場合（たとえば休憩時間など事業場施設内で自由行動がゆるされているときなど）

- (3) 事業主の支配下であるが、管理下を離れて業務に従事している場合（出張、外出による業務、貨物、旅客等の運送業務とその往復期間中など）

すべてがこの類型に当てはまるわけではないが、災害の発生原因等の所在が違うので判断の材料となりやすい分類ではある。次回はその具体的判断基準をみていきたい。

六 施行規則（昭和三五年労働省令第六号）第一

第一条 各号に掲げる疾病による尿路系腫瘍

- 1 患者の診療若しくは看護の業務又は研究の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
2 動物若しくはその死体、獸毛、革その他動物性の物またはぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
3 濡潤地における業務によるワイル病等のレブトスピラ症
4 屋外における業務による恙虫病
5 から今までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
6 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務における次に掲げる疾病
7 ベンジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
8 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
9 四-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
10 電離放射線にさらされる業務による白血病
11 病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
12 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
13 コーケス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
15 ニッケルの製練又は精鍊を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
16 硒素を含有する鉱石を原料として金属の製練もしくは精鍊を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
17 アルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
18 1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務における業務に起因することの明らかな疾病
九 前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病
八 その他業務に起因することの明らかな疾病

11・12月の新聞記事から

トラックが衝突、三人が重軽傷

- | | |
|-------|---|
| 一一・五 | 医療従事者等がエイズに感染した場合の労災認定基準について、C型肝炎、MRSA 感染症とともに、通達が出される。 |
| 一一・六 | 甲府信金内田さんの懲罰・殺害事件で、遺族が甲府労基署に労災請求。内田さんは、「勤務先から呼び出されていました」と称し、勤務先で「警官が刺され、死傷」。 |
| 一一・七 | 横浜中華街で、二警官が刺され、死傷。 |
| 一一・八 | 八六年一月の高松市の清掃工場業務係長の帰宅後の脳出血死」が公務外とされた事件で、高松地裁は妻の主張を認め、公務外処分取消の判決。 |
| 一一・九 | 京都市で作業員宿舎が火事、出稼ぎの男性六名が焼死。 |
| 一一・一〇 | 兵庫県中国自動車道で標識を清掃中の作業車にタンクドローリーが追突、炎上。一人死亡、四人がけが。 |
| 一一・一一 | 労働省が外国人労働者を雇用する企業からの雇用状況報告を初めてまとめる。約三分の一が製造業に従事、多くは中南米の日系人。 |
| 一一・一二 | 東成区の「アイオイ封筒」で今年五月に課長が社内で倒れ急死した事件は、社長の暴行による疑いが強いとして、府警が逮捕。遺族は労災請求へ。 |
| 一一・一三 | 中国広東省深圳市の玩具製造工場で火災が発生、八一人死」、三三人負傷。 |
| 一一・一四 | 一昨年一二月に泉佐野市の「不二製油」社を安全衛生法違反で略式起訴。 |
| 一一・一五 | 門真市の近畿自動車道で作業中の作業車に |
| 一一・一六 | 福岡県大牟田市三井三井石炭鉱で長年働く労働者六二人が三井鉱山と三井石炭鉱業を相手取り、総額十億九千万円の損害賠償を求め、福岡地裁に提訴。 |
| 一一・一七 | 「新聞読学生たった十八歳の息子は過労死」などして両親が説売新聞社と説売育英団体を訴えを相手に損害賠償を求め、提訴。 |
| 一一・一八 | 千葉県の海上自衛隊下総航空基地で燃料タンクが爆発、座席処理会社の作業員三人死亡、隊員一人が重体。 |
| 一一・一九 | 和歌山県沖の紀伊水道で、二人乗り組みの漁船が転覆しているのを発見。一人は不明。 |
| 一一・二〇 | 中国福建省福州市の外資系企業工場で火災、従業員六〇人が死亡」。二人が負傷。 |
| 一一・二一 | 宮城県鶴沢町の元三毳細倉鉱山の労働者八人が第三次三菱マテリアル細倉じん肺訴訟を起こした。 |
| 一一・二二 | 一九七七年一月にPTA会議中に倒れ、急死した教諭が公務外とされた事件で、妻の訴えを退けた一審鹿児島地裁判決を取り消し、福岡高裁が逆転原告勝訴の判決。 |
| 一一・二三 | 中央区の交差点での衝突事故で横転した車に当たった清掃作業中の警備員が死」。 |
| 一一・二四 | 茨城県東海村の動燃の廃処理工場で作業員四人がブルト一ツムに被はく。 |
| 一一・二五 | 看護婦の夜勤回数はやや減少したが、月九回以上が四割。(日本医労連調査) |
| 一一・二六 | 海外調査の際に服用した抗マラリア剤の副作用で失明した名大教授に、公認認定。 |
| 一一・二七 | 三菱重工長崎造船所では9人に一人がじん肺に。 |

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

1月号(通巻224号)
94年1月10日発行

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、額価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪 6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

額価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551) 6854 FAX 06(554) 5672

(毎月一回
10日発行)